

令和5年度

第4回理事会

議事録

公益財団法人東京都教育支援機構

令和5年度第4回理事会 議事録

- 1 開催日時 令和5年10月11日(水曜日)午前10時00分から午前10時40分まで
- 2 開催方法 公益財団法人東京都教育支援機構 A・B 会議室 及び
ウェブ会議システム Microsoft Teams を用いたオンライン会議
- 3 理事の現在数 12名
- 4 出席理事の数及び氏名 11名 坂東 真理子
赤羽 朋子
安藤 博
小池 巳世(※)
小林 治彦(※)
佐藤 宏之(※)
篠 祐次
高島 由紀子
臺田 薫
堀越 勉(※)
村上 徹也(※)

(※)はウェブ会議システムによるオンライン参加
- 5 出席監事の数及び氏名 2名 秋田 一樹
大竹 栄
- 6 その他の出席者の数及び氏名 1名 津村 政男(顧問弁護士)
- 7 欠席理事の数及び氏名 1名 小林 洋子
- 8 議長 坂東 真理子
- 9 決議事項「第1号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件」に特別の利害関係を有する理事の数及び氏名 1名 坂東 真理子

10 議事録署名人

坂東 眞理子

秋田 一樹

大竹 栄

11 決議事項

第1号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件

第2号議案 評議員会の招集の件

12 報告事項

報告第1号 機構におけるガバナンスの確保等の取組について

報告第2号 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

13 議事の経過及び結果

(1) 開会

冒頭、議事に入るまでの間、総務部長が進行を務め、ウェブ会議システムでの出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時、的確な意見表明がお互いにできる状況、環境であることを確認した。

続いて、令和5年7月に新たに着任した機構幹部職員の紹介を行い、その後、坂東理事長が開催に先立ち挨拶を行った。

最後に、総務部長が、決議に必要な定足数について理事の過半数が出席していることを報告し、理事会が有効に成立していることを確認し、定款第39条に基づき理事長が議長に就き、議事進行を開始した。

(2) 議事録署名人の選出

議長より、定款第43条第2項に基づき、理事長と監事が議事録署名人を務めることを確認し、議事を開始した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果等

議長は、第1号議案について、理事長が特別利害関係人に該当するため、その決議については、定款第40条に基づき、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこと、また、第1号議案の審議の間、理事長は席を外し、その間の議長は理事会規程第6条第2項に基づき理事の互選によって定め、議事進行を行うことを説明した。

ア 報告第1号 機構におけるガバナンスの確保等の取組について

議長は事務局に対し、議事進行上、報告第1号について説明した上で、第1号議案に

ついて説明するよう求めた。総務課長から、機構におけるガバナンスの確保等の取組について説明を行った。

本件について、議長が質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなく、報告は了承された。

報告第1号の終了後、理事長は退室した。総務部長より、第1号議案の審議の間、議長が欠けることとなったため、その間の議事進行を行う議長が選任されるまでの間、総務部長が進行役を務めることを説明した。

続いて、特別の利害関係を有する理事を除く理事の数は11名、理事会の出席理事は10名となることから、定足数の過半数を満たしており、引き続き理事会は有効に成立していることを報告した。

最後に、総務部長が、理事会規程第6条第2項に基づき議長の互選を求めたところ、高島理事より赤羽常務理事が推薦され異議がなかったため、赤羽常務理事が議長に就き、議事進行を再開した。

イ 第1号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件

(ア) 議案説明

議長は事務局に対し、第1号議案について説明するよう求めた。総務課長から、役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案について説明を行った。

(イ) 質 疑

事務局による説明の後、議長から質疑・意見を促したところ、理事等から主に以下の発言があった。

(理事等)

理事長が経常的に業務に関与するという点で、今までより理事長の役割や責任が一層大きくなる。原則週3日の職務であることを考慮し、報酬額を東京都の政策連携団体の役員報酬基準額の5分の3としたことは理解するが、100億円規模の予算を持つ法人を管理する立場として、その責任に見合っていないと感じた。

一般的に、法人組織であれば常勤のトップの報酬が一番高いが、理事長の報酬は常務理事より高いのか。

(事務局)

理事長の報酬額の設定の考え方については、当機構は東京都の政策連携団体と位置付けられているため、他の政策連携団体における報酬額の決め方と均衡を図っていく必要がある。理事長は大学の総長を兼ねた形で機構の業務執行にも責任をもって対応していく必要がある中、今回、オンラインミーティングを含む週3日程度の業務従事ということで調整を行ったことから、他の政策連携団体とも一定の均衡を図り、この金額に設定した次第である。

現在の常務理事の報酬額については、理事として報酬を受けているのではなく、東京都の職員として給与を受けているため、理事長の報酬額とは連動しないと考えている。

(常務理事)

現在、常務理事については、東京都からの派遣職員が職務を担っている状況であるため、東京都の給与規程が適用されている。将来的に団体固有の理事が常務理事の職に就いた場合は、ただいま指摘いただいたような様々な面からの給与水準について理事会等で議論いただくことになると思われる。

(理事等)

普通の組織であれば常勤のトップが一番高い金額になるが、こういう団体だと特殊な性格がありそれは難しいということか。一般的には特殊な給与体系だと思うが、理事や評議員が承認すればそれ以上言うことはない。

(事務局)

東京都からの派遣職員ではなく、団体固有の理事が常務理事に就いた場合、理事長の報酬額との均衡をどのように図っていくのかが課題になる。現行の報酬規程では常務理事の報酬額を設定していないため、そうしたことがあれば、東京都と調整しながら報酬額の設定を検討していく。

(ウ) 議 決

議長が質疑・意見を促したが、特に他の質疑・意見はなかったことから、第1号議案について決議を求めた。この結果、異議はなく、第1号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。(※1)

議長は、第2号議案以降の議長は理事長が務めることを説明した。理事長の入室後、理事長が議長に就き、議事進行を再開した。

ウ 第2号議案 評議員会の招集の件

(ア) 議案説明

議長は事務局に対し、第2号議案について説明を求め、総務課長から第3回評議員会の招集について説明を行った。

(イ) 質 疑

事務局による説明の終了後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

(ウ) 議 決

議長が本議案について決議を求めたところ、異議はなく、第2号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

エ 報告第2号 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

定款の定めに基づき、理事長及び常務理事が職務執行状況報告を行った。

本件について、議長が質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなく、報告は了承された。

(4) その他

議長は事務局に対し、その他について説明を求め、総務課長から、2点の説明を行った。1点目として、次回の定例理事会について来年2月に開催予定である旨の報告を行った。2点目として、本理事会閉会后、当機構の経営理念をテーマとした懇談会を開催する旨の報告を行った。

事務局による説明の終了後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

14 閉会

以上をもって議事が終了したため、議長が閉会を宣言し、令和5年度第4回理事会を終了した。

(※1) 本理事会で決議した第1号議案については、令和5年10月24日に開催した第3回評議員会に付議をした結果、同日に決議を行わず、評議員の報酬額に係る定款変更に係る議案とあわせて、改めて本議案の書面決議を行う取扱いとなったため、改めて理事会に本議案を提案することとした。

以上のとおり、理事会の決議事項等を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び監事がこれに記名押印する。

令和5年10月11日

議 長 坂東 真理子

監 事 秋田 一樹

監 事 大竹 栄